4　この章の規定に基づき一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、当該他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は当該一方の締約国政府が属する国の法令に従って定められたその他の経路を通じて当該一方の締約国政府に提出する。当該一方の締約国政府は、当該他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

5　一方の締約国政府は、この章の規定に基づいて他方の締約国政府が秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持し、かつ、他方の締約国の法令に基づく保護と少なくとも同程度の保護を与える。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

6　5の規定の適用を妨げることなく、要請当局及び1に規定する他の国内当局において情報を受領する者は、当該要請当局及び当該他の国内当局の職員に限られるものとし、当該情報は、当該職員以外のいかなる者にも開示されない。

7　この章の規定に従って税関当局が入手した情報は、関税法令違反に関する行政手続において、1の規定に従うことを条件として使用することができる。

8　一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

9　情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

10　この章の他の規定にかかわらず、一方の締約国政府は、他方の締約国政府への情報の提供が自国の法令によって禁止されている場合には、当該提供を行うことを要しない。

第八条　情報の要請に関する手続

1　第二条1の規定に基づく情報の要請は、次のとおり行われる。

(a)　英語による書面にて行われる。緊急な事情によりやむを得ない場合には、他の形式による要請（口頭による要請を含む。）であっても承認され得る。ただし、そのような要請は、速やかに書面にて確認される。

(b)　次の事項を明示する。

(i)　当該要請を行う締約国政府の税関当局

(ii)　当該要請に関連する手続の種類

(iii)　当該要請の目的及び理由

(iv)　当該要請に関係する者の名前及び住所（ただし、判明している場合に限る。）

(v)　検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素

2　要請した情報の提供が実施されない場合には、要請を行った締約国政府の税関当局は、速やかにその旨を通知されるものとし、また、当該要請について拒否又は実施の延期の理由を記した書面を受領する。

3　両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、第二条1の規定に基づいて提供される情報は、それぞれの税関当局が指定する職員の間で直接伝達される。

4　この条の規定の実施のための実際的な取決めは、税関手続に関する小委員会が決定する。

第九条　税関に関するデータの交換

1　両税関当局は、一方の締約国から他方の締約国に輸出される産品の通関及びその輸送手段に係る貿易統計のデータの交換を、両税関当局の間で体系的に、かつ、定期的に行うよう努める。

2　税関手続に関する小委員会は、貿易統計のデータの交換のための実際的な取決め（情報のインタフェース並びにデータの処理及び伝達に係る技術仕様であって、交換するデータの要素、保護及び秘密性その他のデータの交換に関係する事項を定めるものを含む。）を詳細に討議し、及び決定する。

第十条　文書の閲覧

要請当局が特別に指定する職員は、被要請当局の同意及び被要請当局が課す条件の下で、被要請当局の官署において、当該官署が保持する関連する書籍、記録その他の文書又は情報媒体を閲覧し、当該書籍、記録その他の文書又は情報媒体の関連部分を複写することができる。

第十一条　監視

被要請当局は、その利用可能な資源の範囲内で、次の事項について情報提供及び特別な監視を行う。

(a)　要請当局が属する締約国の関税領域において関税法令違反を犯したことについて要請当局により知られている又は疑われている者（特に被要請当局が属する締約国の関税領域を出入りする者）

(b)　要請当局が属する締約国の関税領域に向けて輸送される規制物品である疑いがあると要請当局により通知された輸送中又は蔵置中の物品

(c)　要請当局が属する締約国の関税領域において関税法令違反をなす行為のために使用されたことにつき要請当局により疑われている輸送手段

第十二条　質問への立会い

被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、要請当局が特別に指定する職員は、被要請当局が課す条件の下で、被要請当局が自国の関税領域において行う質問に立ち会うことができる。

第十三条　税関手続に関する小委員会

1　基本協定第四十九条の規定に基づき、税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の職員で構成する。

(a)　共同議長として、日本国財務省及びインド消費税・関税庁の職員

(b)　インドについては、消費税・関税庁の職員及び特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

(c)　日本国については、財務省及び外務省の職員並びに特例的な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府職員

2　小委員会は、両締約国政府の合意により、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第三章　ビジネス環境の整備

第十四条　ビジネス環境の整備に関する小委員会

1　基本協定第百二十四条2(b)に規定する問題であってビジネス環境の整備に関する小委員会（以下この章において「小委員会」という。）が取り組むものには、次の事項を含めることができる。

(a)　ビジネスに関連する規則、行政上及び司法上の手続並びに行政上及び司法上の決定における透明性の向上

(b)　行政上の手続を簡素化し、及び迅速にするための措置

(c)　両締約国における事業活動を円滑化するための方法

(d)　ビジネス環境に関連するその他の問題

2　基本協定第百二十四条5に規定する小委員会と関連する他の小委員会との間の協力の方法には、次の事項を含めることができる。

(a)　小委員会の会合の結果を関連する他の小委員会に伝達すること。

(b)　関連する他の小委員会から意見及び勧告を求めること。

(c)　関連する他の小委員会の構成員を協議のために小委員会の会合に招請すること。